

落札後の注意事項（不動産）

1 危険負担

買受代金を納付した時点で落札者に移転します。

したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うことになります。

2 瑕疵（かし）担保責任

三原市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。

3 引渡し条件

公売財産は、落札者が買受代金を納付した時点の現状（現況有姿）で引渡します。

4 返品・交換

落札された公売財産はいかなる理由があっても、返品・交換できません。

5 執行機関の引渡し義務

執行機関は引渡し義務を負いません。

公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて落札者自身で行ってください。

また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行ってください。

6 落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合

買受代金が納付されるまでに公売財産にかかる差押徴収金（市税など）の完納の事実が証明された場合、財産を買い受けることができません。この場合納付された公売保証金は全額返還されます。

落札者が買受代金を納付する前に滞納者などから不服申し立てなどがあった場合、公売手続きは停止します。

手続きの停止中は、落札者は買い受けを辞退できます。この場合、公売保証金は全額返還されます。